

北海道運輸局公示第62号
(令和7年10月31日最終改正)

一般乗用旅客自動車運送事業の冬期割増を適用することができる期間
及び地域の指定について

平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第59号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1.(3)ロ③により、冬期割増を適用することができる期間及び地域を定めたので、下記のとおり公示する。

平成18年12月25日

北海道運輸局長 江 口 稔 一

記

冬期割増を適用することができる期間及び地域は別紙のとおりとする。

附則

本公示は、次回の運賃改定から適用する。

附則

本公示は、平成21年10月5日から適用する。

附則

本公示は、令和7年12月1日から適用する。

別紙

1. 11月25日から翌年3月31日まで冬期割増を適用することができる地域

運輸支局	適用地域
旭川運輸支局	留萌市、稚内市、士別市、名寄市、深川市、富良野市 雨竜郡（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町） 上川郡（上川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町） 空知郡（上富良野町、中富良野町、南富良野町） 勇払郡（占冠村） 中川郡（美深町、音威子府村、中川町） 増毛郡（増毛町） 留萌郡（小平町） 苫前郡（苫前町、羽幌町、初山別村） 天塩郡（遠別町、天塩町、幌延町、豊富町） 宗谷郡（猿払村） 枝幸郡（浜頓別町、中頓別町、枝幸町） 礼文郡（礼文町） 利尻郡（利尻町、利尻富士町）

2. 12月10日から翌年3月26日まで冬期割増を適用することができる地域

運輸支局	適用地域
札幌運輸支局	石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村、旧浜益村の区域に限る。）、夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市 石狩郡（当別町、新篠津村） 島牧郡（島牧村） 寿都郡（寿都町、黒松内町） 磯谷郡（蘭越町） 虻田郡（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町） 岩内郡（共和町、岩内町） 古宇郡（泊村、神恵内村） 積丹郡（積丹町） 古平郡（古平町） 余市郡（仁木町、余市町、赤井川村） 空知郡（南幌町、奈井江町、上砂川町） 夕張郡（由仁町、長沼町、栗山町） 樺戸郡（月形町、浦臼町、新十津川町）
函館運輸支局	函館市（ただし、平成16年12月1日に編入された旧戸井町、旧恵山町、旧南茅部町、旧榎法華村の区域に限る。） 松前郡（松前町、福島町） 上磯郡（知内町、木古内町）

	茅部郡（鹿部町、森町） 二海郡（八雲町） 山越郡（長万部町） 檜山郡（江差町、上ノ国町、厚沢部町） 爾志郡（乙部町） 奥尻郡（奥尻町） 瀬棚郡（今金町） 久遠郡（せたな町）
室蘭運輸支局	伊達市 虻田郡（豊浦町、洞爺湖町） 有珠郡（壮瞥町） 勇払郡（厚真町、安平町、むかわ町） 沙流郡（日高町、平取町） 新冠郡（新冠町） 浦河郡（浦河町） 様似郡（様似町） 幌泉郡（えりも町） 日高郡（新ひだか町）
釧路運輸支局	釧路市（ただし、平成17年10月11日に編入された旧阿寒町、旧音別町の区域に限る。）、根室市 厚岸郡（厚岸町、浜中町） 川上郡（標茶町、弟子屈町） 阿寒郡（鶴居村） 白糠郡（白糠町） 野付郡（別海町） 標津郡（中標津町、標津町） 目梨郡（羅臼町）
帯広運輸支局	帯広市 河東郡（音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町） 上川郡（新得町、清水町） 河西郡（芽室町、中札内村、更別村） 広尾郡（大樹町、広尾町） 中川郡（幕別町、池田町、豊頃町、本別町） 足寄郡（足寄町、陸別町） 十勝郡（浦幌町）
北見運輸支局	北見市（ただし、平成18年3月5日に編入された旧留辺蘂町、旧常呂町の区域に限る。）、網走市、紋別市 網走郡（美幌町、津別町、大空町） 斜里郡（斜里町、清里町、小清水町） 常呂郡（訓子府町、置戸町、佐呂間町） 紋別郡（遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町）